

# 自立支援医療(精神通院)のご案内

通院医療費の自己負担を軽減できる制度です

## ● 対象の方 …… 精神疾患の治療で通院されている方

※ 一定以上の所得の方は対象外になることがあります。

## ● 対象医療 …… 外来の診察代、薬代、デイケア、訪問看護

※ 入院医療は対象外です。

※ 精神疾患を治療する薬以外(風邪薬など)は対象外です。

## ● 制度内容 …… 自己負担が原則1割になります

※ 加えて一定の要件により、月ごとの負担上限額が設定されます。



### 申請までの流れ

① 当院の外来を受診します。



…継続して通院することが決まったら…



② 当院受付で診断書作成を依頼します。  
※「自立支援医療診断書」で申し込み



③ 受付で診断書を受け取ります。  
※作成に1~2週間かかります。  
※診断書料 1,650円 がかかります。



④ お住まいの市町に申請します。  
※詳しくは右参照。  
※精神保健福祉手帳と  
同時申請も可能です。  
(この場合は別の診断書)



### 申請・受給・更新

#### ■お住まいの市町の窓口に申請します。

※市町窓口→裏面一覧表を参照

※申請に必要なもの

- ・申請書(窓口にあります)
- ・診断書
- ・健康保険証(写し)
- ・課税状況が確認できるもの  
(マイナンバーカードなど)
- ・収入申告書(窓口にあります)
- ・印鑑(スタンプ印×)

#### ■申請から「受給者証」の交付までは、 2~3ヶ月かかります。

※受給者証交付前は、申請時に渡された「申請書の写し」を当院受付に提示してください。

※受給者証交付後は、「自立支援医療受給者証」と「自己負担上限額管理票」を当院受付に提示してください。

#### ■有効期限は1年間です。

※有効期限3ヶ月前から更新の手続きが可能です。

※診断書は2年に1回提出が必要です。

ご不明な点は、地域医療連携室(PSW)または医事課窓口までお問い合わせください。

## 申請先の窓口一覧(三重県内の市町)

市町名	申請先窓口	電話番号	市町名	申請先窓口	電話番号	
桑名市	障害福祉課	0594-24-1171	多気町	健康福祉課	0598-38-1114	
	多度町総合支所 住民福祉課	0594-49-2015	明和町	健康あゆみ課 障がい福祉係	0596-63-5461	
	長島町総合支所 住民福祉課	0594-42-4115	大台町	町民福祉課	0598-82-3783	
いなべ市	社会福祉課	0594-86-7816	伊勢市	障がい福祉課	0596-21-5558	
木曾岬町	福祉健康課	0567-68-6104	鳥羽市	健康福祉課	0599-25-1183	
東員町	地域福祉課	0594-86-2804	志摩市	地域福祉課	0599-44-0283	
菰野町	健康福祉課 社会福祉係	059-391-1123	玉城町	保健福祉課	0596-58-8203	
朝日町	保険福祉課	059-377-5659		保健福祉課(地域共生室)	0596-58-7373	
川越町	福祉課	059-366-7116	度会町	保健こども課	0596-62-2413	
四日市市	市保健所 保健予防課	059-352-0596	大紀町	健康福祉課	0598-86-2216	
鈴鹿市	障がい福祉課	059-382-7626	南伊勢町	子育て福祉課	0599-66-1114	
亀山市	地域福祉課 障がい者支援G	0595-84-3313	名張市	福祉子ども部 障害福祉室	0595-63-7591	
津市	障がい福祉課	059-229-3157	伊賀市	本庁 障がい福祉課	0595-22-9656	
	河芸総合支所 市民福祉課	059-244-1703		伊賀支所 住民福祉課	0595-45-9105	
	芸濃総合支所 市民福祉課	059-266-2515		島ヶ原支所 住民福祉課	0595-59-2163	
	美里総合支所 市民福祉課	059-279-8116		阿山支所 住民福祉課	0595-43-0333	
	安濃総合支所 市民福祉課	059-268-5516		大山田支所 住民福祉課	0595-47-1151	
	久居総合支所 福祉課	059-255-8834		青山支所 住民福祉課	0595-52-3228	
	香良洲総合支所 市民福祉課	059-292-4303	尾鷲市	福祉保健課	0597-23-8203	
	一志総合支所 市民福祉課	059-293-3003	紀北町	福祉保健課	0597-46-3122	
	白山総合支所 市民福祉課	059-262-7015		海山総合支所 福祉環境室	0597-32-3904	
	美杉総合支所 市民福祉課	059-272-8084	熊野市	福祉事務所	0597-89-4111	
	松阪市	障がい福祉課	0598-53-4082	御浜町	健康福祉課	05979-3-0515
		嬉野地域振興局 地域住民課	0598-48-3809	紀宝町	福祉課	0735-33-0339
三雲地域振興局 地域住民課		0598-56-7910				
飯南地域振興局 地域住民課		0598-32-2922				
飯高地域振興局 地域住民課		0598-46-7112				

## 毎月の自己負担限度額一覧

区分	対象		負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方		0円
低所得1	市民税非課税世帯で、通院する方の1年間収入が80万円以下の方		2,500円
低所得2	市民税非課税生体で、通院する方の1年間の収入が80万円を超える方		5,000円
中間所得1	市町民税所得割が33,000円未満の方	重度かつ継続に該当する方	5,000円
		重度かつ継続に該当しない方	負担上限額なし 1割負担
中間所得2	市町民税所得割が33,000円以上235,000円未満の方	重度かつ継続に該当する方	10,000円
		重度かつ継続に該当しない方	負担上限額なし 1割負担
一定所得以上	市町民税所得割が235,000円未満の方	重度かつ継続に該当する方	20,000円
	市町民税所得割が235,000円以上の方	重度かつ継続に該当しない方	制度の対象外

重度かつ継続に該当するのは、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の方、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方、医療保険の多数該当の方です。